

倫理規程

（目 的）

第1条 この規程は、一般財団法人リープ共創基金（以下「当法人」という。）の役職員による厳正な倫理に則った職務の遂行に資するために必要な事項を定めることにより、当法人の公正かつ適正な事業活動の確保を目的とする。

（組織の使命及び社会的責任）

第2条 当法人は、当法人の設立目的に従い、篤志家と社会起業家の対等な関係性を育み、万人に開かれた基金文化の醸成、および基金の組成を通じた社会課題の解決に持続可能性と拡張性をもたらすことに責務を負っていることを認識し、その事業運営に当たるものとする。

（基本的人権の尊重）

第3条 当法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為をしてはならない。

（DEI原則の遵守）

第4条 当法人は事業上の全ての意志決定において、多様性、公平性、包摂性への観点を重点に置いた事業上の意志決定を行い、助成の方針に反映させるものとする。

（法令等の遵守）

第5条 当法人は、関連法令及び当法人の定款、各規程・内規等を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営するものとする。

2 当法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

3 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなくコンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

（私的利益追求の禁止）

第6条 当法人の役職員は、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

（情報開示及び説明責任）

第7条 当法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めるものとする。

（個人情報の保護）

第8条 当法人の役職員は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第9条 当法人の役職員は、定款に定める設立目的に従い、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規定遵守の確保)

第10条 当法人は、コンプライアンス委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則 この規程は、2020年6月8日から施行する。(2020年6月8日 評議員会決議)